

四日市市病院管理規程第4号

市立四日市病院公有財産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月26日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院公有財産規程の一部を改正する規程

市立四日市病院公有財産規程（平成26年四日市市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市立四日市病院の公有財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市立四日市病院の公有財産の取得、管理及び処分並びに市立四日市病院使用料及び手数料条例(昭和29年条例第16号)の施行に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(市立四日市病院施設課)